9　短期入所療養介護費
イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞［基本型］	要介護1	752 単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	＋24単位	＋240単位	＋76単位	＋200単位（7日間を限度）	＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	＋120単位	1日につき＋120単位（要介護4・5に限る）	1日につき＋34単位	1日につき＋46単位	片道につき＋184単位
			要介護2	799 単位														
			要介護3	861 単位														
			要介護4	914 単位														
			要介護5	966 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜従来型個室＞［在宅強化型］	要介護1	794 単位														
			要介護2	867 単位														
			要介護3	930 単位														
			要介護4	988 単位														
			要介護5	1,044 単位														
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜多床室＞［基本型］	要介護1	827 単位												1日につき＋34単位	1日につき＋46単位	
			要介護2	876 単位														
			要介護3	939 単位														
			要介護4	991 単位														
			要介護5	1,045 単位														
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞［在宅強化型］	要介護1	875 単位														
			要介護2	951 単位														
			要介護3	1,014 単位														
			要介護4	1,071 単位														
			要介護5	1,129 単位														
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞［療養型］	要介護1	778 単位														
			要介護2	861 単位														
			要介護3	976 単位														
			要介護4	1,054 単位														
			要介護5	1,131 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞［療養型］	要介護1	857 単位														
			要介護2	941 単位														
			要介護3	1,057 単位														
			要介護4	1,135 単位														
			要介護5	1,210 単位														
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞［療養型］	要介護1	778 単位														
			要介護2	855 単位														
			要介護3	950 単位														
			要介護4	1,026 単位														
			要介護5	1,103 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞［療養型］	要介護1	857 単位														
			要介護2	934 単位														
			要介護3	1,029 単位														
			要介護4	1,106 単位														
			要介護5	1,183 単位														
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）＜特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	737 単位														
			要介護2	782 単位														
			要介護3	845 単位														
			要介護4	897 単位														
			要介護5	948 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	811 単位														
			要介護2	860 単位														
			要介護3	920 単位														
			要介護4	971 単位														
			要介護5	1,024 単位														
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞［基本型］	要介護1	833 単位						＋240単位								
			要介護2	879 単位														
			要介護3	943 単位														
			要介護4	997 単位														
			要介護5	1,049 単位														
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞［在宅強化型］	要介護1	879 単位														
			要介護2	955 単位														
			要介護3	1,018 単位														
			要介護4	1,075 単位														
			要介護5	1,133 単位														
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室的多床室＞［基本型］	要介護1	833 単位														
			要介護2	879 単位														
			要介護3	943 単位														
			要介護4	997 単位														
			要介護5	1,049 単位														
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞［在宅強化型］	要介護1	879 単位														
			要介護2	955 単位														
			要介護3	1,018 単位														
			要介護4	1,075 単位														
			要介護5	1,133 単位														
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞［療養型］	要介護1	944 単位														
			要介護2	1,026 単位														
			要介護3	1,143 単位														
			要介護4	1,221 単位														
			要介護5	1,296 単位														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞［療養型］	要介護1	944 単位														
			要介護2	1,026 単位														
			要介護3	1,143 単位														
			要介護4	1,221 単位														
			要介護5	1,296 単位														
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞［療養型］	要介護1	944 単位														
			要介護2	1,020 単位														
			要介護3	1,116 単位														
			要介護4	1,193 単位														
			要介護5	1,269 単位														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞［療養型］	要介護1	944 単位														
			要介護2	1,020 単位														
			要介護3	1,116 単位														
			要介護4	1,193 単位														
			要介護5	1,269 単位														
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）＜ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要介護1	816 単位														
			要介護2	863 単位														
			要介護3	924 単位														
			要介護4	977 単位														
			要介護5	1,028 単位														
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	816 単位														
			要介護2	863 単位														
			要介護3	924 単位														
			要介護4	977 単位														
			要介護5	1,028 単位														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			650 単位						＋240単位				＋120単位	＋60単位（要介護4・5に限る）			
	(二) 4時間以上6時間未満			908 単位														
	(三) 6時間以上8時間未満			1,269 単位														

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算（Ⅰ）	（1日につき 27単位を加算）
	(二) 療養体制維持特別加算（Ⅱ）	（1日につき 57単位を加算）
(4) 総合医学管理加算		（利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算）
(5) 療養食加算		（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合：（1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定） 療養型老健の場合：（1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）
	(二) 特定治療	
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×39／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×29／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×16／1000）
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×21／1000）
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×17／1000）
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×8／1000）

注
所定単位は、(1) から (8) までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1) から (8) までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1) から (8) までにより算定した単位数の合計

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満である場合	注 薬剤の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 薬剤の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	708 単位	－25単位	×70／100	×70／100	×90／100	－12単位	×90／100	×97／100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護（Ⅰ）＋23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ）＋7単位	＋200単位（7日間を限度）	＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	＋120単位	片道につき＋184単位
			要介護2	813 単位														
			要介護3	1,042 単位														
			要介護4	1,139 単位														
			要介護5	1,227 単位														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1	737 単位														
			要介護2	848 単位														
			要介護3	1,086 単位														
			要介護4	1,188 単位														
			要介護5	1,279 単位														
		c 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1	727 単位														
			要介護2	836 単位														
			要介護3	1,071 単位														
			要介護4	1,171 単位														
			要介護5	1,261 単位														
		d 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅳ）<多床室>	要介護1	814 単位														
			要介護2	921 単位														
			要介護3	1,149 単位														
			要介護4	1,247 単位														
			要介護5	1,334 単位														
		e 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅴ）<療養機能強化型A><多床室>	要介護1	849 単位														
			要介護2	960 単位														
			要介護3	1,199 単位														
			要介護4	1,300 単位														
			要介護5	1,391 単位														
		f 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅵ）<療養機能強化型B><多床室>	要介護1	837 単位														
			要介護2	946 単位														
			要介護3	1,181 単位														
			要介護4	1,280 単位														
			要介護5	1,370 単位														
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<6:1> 介護<5:1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	652 単位														
			要介護2	757 単位														
			要介護3	914 単位														
			要介護4	1,063 単位														
			要介護5	1,104 単位														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型><従来型個室>	要介護1	667 単位														
			要介護2	776 単位														
			要介護3	935 単位														
			要介護4	1,088 単位														
			要介護5	1,130 単位														
		c 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）<多床室>	要介護1	759 単位														
			要介護2	866 単位														
			要介護3	1,020 単位														
			要介護4	1,171 単位														
			要介護5	1,211 単位														
		d 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅳ）<療養機能強化型><多床室>	要介護1	778 単位														
			要介護2	886 単位														
			要介護3	1,044 単位														
			要介護4	1,199 単位														
			要介護5	1,240 単位														
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	629 単位			×70／100	×90／100		×90／100								
			要介護2	738 単位														
			要介護3	885 単位														
			要介護4	1,037 単位														
			要介護5	1,077 単位														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	738 単位														
			要介護2	846 単位														
			要介護3	993 単位														
			要介護4	1,146 単位														
			要介護5	1,186 単位														
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	717 単位														
			要介護2	824 単位														
			要介護3	971 単位														
			要介護4	1,059 単位														
			要介護5	1,148 単位														
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	825 単位														
			要介護2	933 単位														
			要介護3	1,078 単位														
			要介護4	1,168 単位														
			要介護5	1,256 単位														
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<8:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	717 単位			×70／100	×90／100		×90／100								
			要介護2	824 単位														
			要介護3	930 単位														
			要介護4	1,019 単位														
			要介護5	1,107 単位														
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	825 単位														
			要介護2	933 単位														
			要介護3	1,037 単位														
			要介護4	1,125 単位														
			要介護5	1,216 単位														
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>		要介護1	838 単位														
			要介護2	943 単位														
			要介護3	1,172 単位														
			要介護4	1,269 単位														
			要介護5	1,356 単位														
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1	867 単位														
			要介護2	977 単位														
			要介護3	1,216 単位														
			要介護4	1,317 単位														
			要介護5	1,408 単位														
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1	856 単位														
			要介護2	965 単位														
			要介護3	1,201 単位														
			要介護4	1,300 単位														
			要介護5	1,390 単位														
	(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室的多床室>		要介護1	838 単位														
			要介護2	943 単位														
			要介護3	1,172 単位														
			要介護4	1,269 単位														
			要介護5	1,356 単位														
	(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1	867 単位														
			要介護2	977 単位														
			要介護3	1,216 単位														
			要介護4	1,317 単位														
			要介護5	1,408 単位														
	(六) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1	856 単位														
			要介護2	965 単位														
			要介護3	1,201 単位														
			要介護4	1,300 単位														
			要介護5	1,390 単位														
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要介護1	838 単位														
			要介護2	943 単位														
			要介護3	1,082 単位														
			要介護4	1,170 単位														
			要介護5	1,257 単位														
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>		要介護1	838 単位														
			要介護2	943 単位														
			要介護3	1,082 単位														
			要介護4	1,170 単位														
			要介護5	1,257 単位														
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			670 単位													＋60単位	
	(二) 4時間以上6時間未満			928 単位														
	(三) 6時間以上8時間未満			1,289 単位														

(6) 療養食加算		（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
(8) 特定診療費		
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×26／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×10／1000）
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×11／1000）
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×5／1000）

注 所定単位は、(1) から (9) までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1) から (9) までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1) から (9) までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ　診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	690 単位	×70/100	診療所設備基準減算 −60単位	−25単位	＋200単位（7日間を限度）	＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2	740 単位							
			要介護3	789 単位							
			要介護4	839 単位							
			要介護5	889 単位							
		b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1	717 単位							
			要介護2	770 単位							
			要介護3	822 単位							
			要介護4	874 単位							
			要介護5	926 単位							
		c 診療所短期入所療養介護費（ⅲ）<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1	708 単位							
			要介護2	759 単位							
			要介護3	810 単位							
			要介護4	861 単位							
			要介護5	913 単位							
		d 診療所短期入所療養介護費（ⅳ）<多床室>	要介護1	796 単位							
			要介護2	846 単位							
			要介護3	897 単位							
			要介護4	945 単位							
			要介護5	995 単位							
		e 診療所短期入所療養介護費（ⅴ）<療養機能強化型A><多床室>	要介護1	829 単位							
			要介護2	882 単位							
			要介護3	934 単位							
			要介護4	985 単位							
			要介護5	1,037 単位							
		f 診療所短期入所療養介護費（ⅵ）<療養機能強化型B><多床室>	要介護1	818 単位							
			要介護2	870 単位							
			要介護3	921 単位							
			要介護4	971 単位							
			要介護5	1,023 単位							
	(二) 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	611 単位							
			要介護2	656 単位							
			要介護3	700 単位							
			要介護4	746 単位							
			要介護5	790 単位							
		b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1	719 単位							
			要介護2	763 単位							
			要介護3	808 単位							
			要介護4	853 単位							
			要介護5	898 単位							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>		要介護1	818 単位		×97／100					
			要介護2	869 単位							
			要介護3	918 単位							
			要介護4	967 単位							
			要介護5	1,017 単位							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1	846 単位							
			要介護2	899 単位							
			要介護3	950 単位							
			要介護4	1,001 単位							
			要介護5	1,054 単位							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1	836 単位							
			要介護2	888 単位							
			要介護3	939 単位							
			要介護4	989 単位							
			要介護5	1,040 単位							
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室的多床室>		要介護1	818 単位							
			要介護2	869 単位							
			要介護3	918 単位							
			要介護4	967 単位							
			要介護5	1,017 単位							
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1	846 単位							
			要介護2	899 単位							
			要介護3	950 単位							
			要介護4	1,001 単位							
			要介護5	1,054 単位							
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1	836 単位							
			要介護2	888 単位							
			要介護3	939 単位							
			要介護4	989 単位							
			要介護5	1,040 単位							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			670 単位						＋60単位	
	(二) 4時間以上6時間未満			928 単位							
	(三) 6時間以上8時間未満			1,289 単位							

(4) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））	
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）	
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）	
(6) 特定診療費		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 22単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 18単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×26／1000）	注 所定単位は、(1) から (7) までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×10／1000）	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、(1) から (7) までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×11／1000）	
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×5／1000）	注 所定単位は、(1) から (7) までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分					注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 緊急短期入所受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 1,042 単位	×70／100	×70／100	×90／100	－12単位	×90／100	×97／100	＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	片道につき ＋184単位
				要介護2 1,108 単位								
				要介護3 1,173 単位								
				要介護4 1,239 単位								
				要介護5 1,305 単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 1,150 単位								
				要介護2 1,216 単位								
				要介護3 1,280 単位								
				要介護4 1,348 単位								
				要介護5 1,412 単位								
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 986 単位								
				要介護2 1,055 単位								
				要介護3 1,124 単位								
				要介護4 1,193 単位								
				要介護5 1,260 単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 1,094 単位								
				要介護2 1,163 単位								
				要介護3 1,230 単位								
				要介護4 1,302 単位								
				要介護5 1,369 単位								
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 958 単位								
				要介護2 1,025 単位								
				要介護3 1,091 単位								
				要介護4 1,158 単位								
				要介護5 1,224 単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 1,066 単位								
				要介護2 1,132 単位								
				要介護3 1,200 単位								
				要介護4 1,266 単位								
				要介護5 1,333 単位								
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 942 単位		×70／100	×90／100		×90／100			
				要介護2 1,008 単位								
				要介護3 1,073 単位								
				要介護4 1,138 単位								
				要介護5 1,204 単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 1,049 単位								
				要介護2 1,116 単位								
				要介護3 1,180 単位								
				要介護4 1,247 単位								
				要介護5 1,312 単位								
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 881 単位								
				要介護2 947 単位								
				要介護3 1,013 単位								
				要介護4 1,078 単位								
				要介護5 1,143 単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 990 単位								
				要介護2 1,055 単位								
				要介護3 1,121 単位								
				要介護4 1,186 単位								
				要介護5 1,251 単位								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>			要介護1 786 単位								
				要介護2 850 単位								
				要介護3 917 単位								
				要介護4 983 単位								
				要介護5 1,048 単位								
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>			要介護1 894 単位								
				要介護2 960 単位								
				要介護3 1,025 単位								
				要介護4 1,091 単位								
				要介護5 1,156 単位								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 1,171 単位								
				要介護2 1,236 単位								
				要介護3 1,303 単位								
				要介護4 1,368 単位								
				要介護5 1,434 単位								
			b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 1,171 単位								
				要介護2 1,236 単位								
				要介護3 1,303 単位								
				要介護4 1,368 単位								
				要介護5 1,434 単位								
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 1,115 単位								
				要介護2 1,183 単位								
				要介護3 1,253 単位								
				要介護4 1,322 単位								
				要介護5 1,390 単位								
			b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 1,115 単位								
				要介護2 1,183 単位								
				要介護3 1,253 単位								
				要介護4 1,322 単位								
				要介護5 1,390 単位								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 670 単位											
	(二) 4時間以上6時間未満 927 単位											
	(三) 6時間以上8時間未満 1,288 単位											

(5) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））	
(6) 特定診療費		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき 6単位を加算）
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×26／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき ＋所定単位×10／1000）
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×11／1000）
(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×5／1000）

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	又は 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	762 単位	−25単位	×70／100	×70／100			−25単位	−25単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	+200単位(7日間を限度)	+90単位(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2	874 単位												
			要介護3	1,112 単位												
			要介護4	1,214 単位												
			要介護5	1,305 単位												
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	875 単位												
			要介護2	985 単位												
			要介護3	1,224 単位												
			要介護4	1,325 単位												
			要介護5	1,416 単位												
	(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	752 単位												
			要介護2	861 単位												
			要介護3	1,096 単位												
			要介護4	1,197 単位												
			要介護5	1,287 単位												
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	862 単位												
			要介護2	972 単位												
			要介護3	1,207 単位												
			要介護4	1,306 単位												
			要介護5	1,396 単位												
	(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	736 単位				×90／100								
			要介護2	845 単位												
			要介護3	1,080 単位												
			要介護4	1,180 単位												
			要介護5	1,270 単位												
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	846 単位												
			要介護2	955 単位												
			要介護3	1,190 単位												
			要介護4	1,290 単位												
			要介護5	1,380 単位												
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	716 単位												
			要介護2	812 単位												
			要介護3	1,022 単位												
			要介護4	1,111 単位												
			要介護5	1,192 単位												
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	828 単位												
			要介護2	925 単位												
			要介護3	1,133 単位												
			要介護4	1,223 単位												
			要介護5	1,303 単位												
	(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	700 単位												
			要介護2	796 単位												
			要介護3	1,006 単位												
			要介護4	1,094 単位												
			要介護5	1,175 単位												
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	811 単位												
			要介護2	908 単位												
			要介護3	1,117 単位												
			要介護4	1,207 単位												
			要介護5	1,287 単位												
	(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	689 単位												
			要介護2	785 単位												
			要介護3	994 単位												
			要介護4	1,083 単位												
			要介護5	1,163 単位												
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	800 単位												
			要介護2	897 単位												
			要介護3	1,106 単位												
			要介護4	1,196 単位												
			要介護5	1,275 単位												
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	702 単位				×90／100								
			要介護2	804 単位												
			要介護3	1,029 単位												
			要介護4	1,123 単位												
			要介護5	1,210 単位												
		b Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	805 単位												
			要介護2	910 単位												
			要介護3	1,132 単位												
			要介護4	1,228 単位												
			要介護5	1,313 単位												
	(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	656 単位												
			要介護2	748 単位												
			要介護3	947 単位												
			要介護4	1,032 単位												
			要介護5	1,108 単位												
		b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	762 単位												
			要介護2	855 単位												
			要介護3	1,054 単位												
			要介護4	1,137 単位												
			要介護5	1,214 単位												
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	892 単位					×97／100							
			要介護2	1,002 単位												
			要介護3	1,242 単位												
			要介護4	1,343 単位												
			要介護5	1,434 単位												
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	892 単位												
			要介護2	1,002 単位												
			要介護3	1,242 単位												
			要介護4	1,343 単位												
			要介護5	1,434 単位												
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	882 単位				×90／100								
			要介護2	990 単位												
			要介護3	1,226 単位												
			要介護4	1,325 単位												
			要介護5	1,415 単位												
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	882 単位												
			要介護2	990 単位												
			要介護3	1,226 単位												
			要介護4	1,325 単位												
			要介護5	1,415 単位												
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要介護1	891 単位												
			要介護2	993 単位												
			要介護3	1,215 単位												
			要介護4	1,309 単位												
			要介護5	1,394 単位												
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>		要介護1	891 単位												
			要介護2	993 単位												
			要介護3	1,215 単位												
			要介護4	1,309 単位												
			要介護5	1,394 単位												
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	841 単位				×90／100								
			要介護2	943 単位												
			要介護3	1,168 単位												
			要介護4	1,262 単位												
			要介護5	1,347 単位												
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	841 単位												
			要介護2	943 単位												
			要介護3	1,168 単位												
			要介護4	1,262 単位												
			要介護5	1,347 単位												
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1	849 単位												
			要介護2	946 単位												
			要介護3	1,156 単位												
			要介護4	1,247 単位												
			要介護5	1,326 単位												
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	849 単位												
			要介護2	946 単位												
			要介護3	1,156 単位												
			要介護4	1,247 単位												
			要介護5	1,326 単位												
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		670 単位											+60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満		928 単位												
		(三) 6時間以上8時間未満		1,289 単位												

(8) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(9) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	ロ 特定治療	
(10) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(11) 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
(12) 特別診療費 (※2)		
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×26／1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×19／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×10／1000)	
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×15／1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)	
(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×5／1000)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。